

○福岡県環境影響評価条例

平成十年十二月二十四日

福岡県条例第三十九号

福岡県環境影響評価条例

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 環境影響評価に関する手続

第一節 計画段階環境配慮書の作成等（第七条の二―第七条の七）

第一節の二 環境影響評価調査計画書の作成等（第八条―第十三条）

第二節 環境影響評価の実施等（第十四条・第十五条）

第三節 環境影響評価書案の作成等（第十六条―第二十二条）

第四節 環境影響評価書の作成等（第二十三条―第二十七条）

第三章 対象事業の内容の修正等（第二十八条・第二十九条）

第四章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第三十条―第三十五条）

第五章 許認可等に際しての環境保全についての配慮に関する審査等（第三十六条・第三十七条）

第六章 環境影響評価その他の手続の特例等（第三十八条―第四十一条）

第七章 雑則（第四十二条―第五十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等に関して必要な事項を定めることにより、事業者がこれらの事業の実施に当たって環境の保全について適正な配慮を行うことを確保し、もって良好な環境の維持及び持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）

の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

二 対象事業 別表に掲げる事業で、規則で定める要件に該当するものをいう。ただし、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第二条第二項に規定する第一種事業及び法第四条第三項第一号(法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた法第二条第三項に規定する第二種事業(法第四条第四項(法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))及び法第二十九条第二項(法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する法第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。)(以下「法対象事業」と総称する。)に該当するものを除く。

三 事業者 対象事業を実施する者(委託に係る対象事業にあつては、その委託を行う者)をいう。

四 事後調査 事業者が、対象事業の実施中若しくは完了後又は対象事業に係る土地又は工作物で予定されていた事業活動その他の人の活動の開始後において、環境の状況を把握するために行う調査をいう。

五 環境保全対策 事業者が行う環境保全のための措置をいう。

(県の責務)

第三条 県は、環境影響評価について情報の提供その他必要な措置を講じることにより、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続(以下「手続等」という。)が適切かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

2 県は、県が実施する事業で環境に影響を及ぼすおそれのあるものについては、当該事業に係る基本的な構想又は計画の策定に際して、環境の保全について適正な配慮をするものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、当該市町村の区域における環境の保全のため、この条例の規定による手続等の適切かつ円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、この条例の規定による手続等を確実に行之、事業の実施による環境への負荷を可能な限り回避又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮をするよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、環境の保全に関する正確な情報を提供する等、この条例の規定による手続等の適切かつ円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(技術指針)

第七条 知事は、環境影響評価の項目その他の環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項に係る指針（以下「技術指針」という。）を定め、告示するものとする。

第二章 環境影響評価に関する手続

第一節 計画段階環境配慮書の作成等

(平二五条例一九・追加)

(計画段階配慮事項についての検討)

第七条の二 配慮書対象事業(第二条第二号に規定する規則で定める要件に該当する事業のうち法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項(法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業に該当するものを除いたものをいう。以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、一又は二以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(平二五条例一九・追加)

(配慮書の作成)

第七条の三 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- 一 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 二 配慮書対象事業の種類、目的及び内容
- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

(平二五条例一九・追加)

(配慮書の送付等)

第七条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(平二五条例一九・追加)

(配慮書についての知事の意見)

第七条の五 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

(平二五条例一九・追加)

(配慮書についての意見の聴取)

第七条の六 配慮書事業者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する市町村の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(平二五条例一九・追加)

(配慮書対象事業の廃止等)

第七条の七 第七条の四の規定による公表を行った配慮書事業者(第十条又は法第七条の規定による公告を行った者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 一 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。
 - 二 第七条の三第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。
 - 三 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項に

についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

(平二五条例一九・追加)

第一節の二 環境影響評価調査計画書の作成等

(平二五条例一九・旧第一節繰下)

(調査計画書の作成)

第八条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第七条の五の意見が述べられたときはこれを考慮して、第七条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第五号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称
- 三 対象事業の種類、目的及び内容
- 四 対象事業が実施される予定の区域及びその周囲の概況
- 五 第七条の三第四号に掲げる事項
- 六 第七条の五の規定により述べられた知事の意見
- 七 前号の意見についての事業者の見解
- 八 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されている場合に限る。）
- 九 その他規則で定める事項

- 2 事業者が法第三条の十第二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書の」と、「第七条の五の意見」とあるのは「法第三条の六の規定による主務大臣の意見」と、「第七条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは「法第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第五号中「第七条の三第四号」とあるのは「法第三条の三第一項第四号」と、同項第六号中「第七条の五の規定により述

べられた知事」とあるのは「法第三条の六の規定により述べられた主務大臣」と読み替えるものとする。

(平二五条例一九・令七条例四七・一部改正)

(調査計画書の送付等)

第九条 事業者は、調査計画書を作成したときは、知事及び前条第一項第四号の区域の属する市町村の長に対し、調査計画書及びこれを要約した書類（次項及び次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する市町村の長以外の市町村の長から要求があった場合においても、当該市町村の長に対し調査計画書及び要約書を送付するものとする。

(平二五条例一九・一部改正)

(調査計画書についての公告及び縦覧)

第十条 事業者は、調査計画書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、調査計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条第一項に規定する市町村の区域内において、調査計画書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二五条例一九・一部改正)

(調査計画書説明会の開催等)

第十条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、第九条第一項に規定する市町村の区域内において、調査計画書の記載事項についての説明会（以下「調査計画書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該区域内に調査計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該区域以外の区域において開催することができる。

2 事業者は、調査計画書説明会を開催するときは、その開催の日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを調査計画書説明会を開催する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、調査計画書説明会の開催の日時及び場所を定めようとするときは、第九条第一項に規定する市町村の長の意見を聴くことができる。

4 事業者は、調査計画書説明会の開催に当たっては、規則で定めるところにより調査計画書の概要を記載した書面を配布するとともに、調査計画書の内容の具体的な説明に努めな

なければならない。

- 5 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした調査計画書説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。

(平二五条例一九・追加)

(調査計画書についての意見書の提出)

第十一条 調査計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十条の規定による公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二五条例一九・一部改正)

(調査計画書についての意見の概要の送付)

第十二条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事、第九条第一項に規定する市町村の長及び同条第二項の規定により調査計画書を送付した市町村の長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(平二五条例一九・一部改正)

(調査計画書についての知事等の意見)

第十三条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、調査計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、調査計画書について前条に規定する市町村の長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村の長の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見に留意するものとする。

(平二五条例一九・一部改正)

第二節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十四条 事業者は、前条第一項の規定により知事の意見が述べられたときはこれを考慮するとともに、第十一条第一項の規定により述べられた意見に留意して第八条第一項第八号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を、技術指針で定めるところにより、選定しなければならない。

(平二五条例一九・一部改正)

(環境影響評価の実施)

第十五条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第三節 環境影響評価書案の作成等

(評価書案の作成)

第十六条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための資料として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)を作成しなければならない。

- 一 第八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
- 二 第十一条第一項の規定により述べられた意見の概要
- 三 第十三条第一項の規定により述べられた知事の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - ロ 環境保全対策(当該対策を講ずることとするに至った検討の内容を含む。)
 - ハ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 七 事後調査を行う必要がある場合は、次に掲げる事項
 - イ 事後調査の手法
 - ロ 事後調査を行う者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 九 その他規則で定める事項

(平二五条例一九・一部改正)

(評価書案の送付等)

第十七条 事業者は、評価書案を作成したときは、知事及び関係地域(第十一条第一項及び第十三条第一項の規定により述べられた意見並びに第十五条の規定により行った環境影

響評価の結果を踏まえ、技術指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域をいう。以下同じ。)の属する市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に対し、評価書案及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(平二五条例一九・一部改正)

(評価書案についての公告及び縦覧)

第十八条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、評価書案に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、評価書案を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書案及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平二五条例一九・一部改正)

(評価書案説明会の開催等)

第十九条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、評価書案の記載事項についての説明会(以下「評価書案説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に評価書案説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第十条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が評価書案説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第九条第一項に規定する市町村の長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第四項中「調査計画書」とあるのは「評価書案」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

(平二五条例一九・全改)

(評価書案についての意見書の提出)

第二十条 評価書案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十八条の規定による公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日まで間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(評価書案についての意見の概要等の送付)

第二十一条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送

付しなければならない。

(評価書案についての関係市町村長の意見)

第二十二條 関係市町村長は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書案について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

第四節 環境影響評価書の作成等

(評価書の作成)

第二十三條 事業者は、前条の規定により関係市町村長の意見が述べられたときはこれを考慮するとともに、第二十条第一項の規定により述べられた意見に留意して評価書案の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第八条第一項第三号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 第八条第一項第一号若しくは第二号又は第十六条第二号から第四号まで若しくは第七号から第九号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより、当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合にあっては当該環境影響評価及び評価書案に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合（同項第一号に該当する場合を除く。）にあっては評価書案に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第十六条各号に掲げる事項
- 二 第二十条第一項の規定により述べられた意見の概要
- 三 第二十二條の規定により述べられた関係市町村長の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解

(平二五条例一九・一部改正)

(評価書の知事への送付)

第二十四条 事業者は、評価書を作成したときは、知事に対し、これを送付しなければならない。

(公聴会の開催)

第二十四条の二 知事は、前条の規定による送付を受けた後、評価書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

2 前項に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は規則で定める。

(平二五条例一九・追加)

(知事の意見等)

第二十五条 知事は、第二十四条の規定による送付を受けたときは、当該評価書について、規則で定める期間内に、事業者に対し、環境の保全について適正な配慮を確保するための意見その他環境の保全の見地からの助言を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、前条第一項の公聴会において述べられた意見に留意するものとする。

(平二五条例一九・一部改正)

(評価書の再検討及び補正等)

第二十六条 事業者は、前条第一項の規定により知事の意見が述べられたときはこれを考慮して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第八条第一項第三号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第八条第一項第一号若しくは第二号、第十六条第二号から第四号まで若しくは第七号から第九号まで又は第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正 評価書について所要の補正をすること。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより、当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、規則で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知及び評価書を要約した書類の送付）を、知事に対してしなければならない。

4 事業者は、前項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係市町村長に評価書（第一項第二号又は第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条、第二十九条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十五条において同じ。）、これを要約した書類（以下「要約書」という。）及び前条の書面を送付しなければならない。

（平二五条例一九・一部改正）

（評価書の公告及び縦覧）

第二十七条 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十五条第一項の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（平二五条例一九・一部改正）

第三章 対象事業の内容の修正等

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第二十八条 事業者は、第十条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第八条第一項第三号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十三条第一項及び第二十六条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第八条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

（平二五条例一九・一部改正）

（対象事業の廃止等）

第二十九条 事業者は、第十条の規定による公告を行ってから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、調査計画書、評価書案又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- 一 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - 二 第八条第一項第三号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

(平二五条例一九・一部改正)

第四章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(着手の制限)

第三十条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行うまでは、対象事業に係る工事に着手してはならない。

(評価書の公告後における事業内容の変更)

第三十一条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第八条第一項第三号に掲げる事項を変更する場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業について、第八条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を再び経なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他規則で定める変更に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項に定める手続を経る場合について準用する。この場合において、前条中「公告」とあるのは「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、第八条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

(平二五条例一九・一部改正)

(評価書の公告後における対象事業の廃止等)

第三十二条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に、第二十九条第一項各号のいずれかに該当することとなった場合その他規則で定める場合には、速やかに、知事及び関係市町村長にその旨を通知しなければならない。ただし、同項第三号に該当する場合にあっては、当該通知と併せて、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- 2 第二十九条第二項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、

第二十九条第二項中「同項」とあるのは「第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(平二五条例一九・一部改正)

(評価書の公告後における環境の状況の変化)

第三十三条 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に、対象事業が実施される区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業について環境の保全上適正な配慮をするために第十六条第五号又は第六号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更すべき事項の内容に応じ、更に第八条から第二十七条まで又は第十四条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

(対象事業の実施)

第三十四条 事業者は、対象事業の実施に当たっては、当該事業について作成した評価書の内容に基づき、環境の保全に適正な配慮をしなければならない。

(事後調査の実施等)

第三十五条 事業者は、第十六条第七号の規定により対象事業に係る評価書に記載した事後調査を適切に実施した後、速やかに、その結果を記載した書類を知事に提出するとともに、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

2 知事は、前項の書類の提出があったときは、その内容に基づき、必要な指導を行うことができる。

(平二五条例一九・一部改正)

第五章 許認可等に際しての環境保全についての配慮に関する審査等

(許認可等に際しての環境保全についての配慮に関する審査)

第三十六条 対象事業が、その実施に当たり、法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づく許可、認可、承認、同意その他の処分（以下「許認可等」という。）であって規則で定めるものを要するものであるときは、知事は、当該許認可等の審査を行うに際し、評価書の記載事項及び第二十五条第一項の規定により述べた意見に基づいて、当該対象事業につき、事業者が環境の保全について適正に配慮しているかどうかを審査しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、許認可等に係る法令の規定及び許認可等の基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて、許認可等をするかどうか又はどのような条件を付するかを判断するものとする。

3 前二項の規定は、対象事業が法令の規定に基づく届出（当該届出を受理した日から起算

して一定の期間内に、当該届出の変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)であって規則で定めるものを要するものであるとき、知事が当該届出を受理した後、当該勧告又は命令をするかどうかを判断する場合について準用する。

(平一一条例五一・平二五条例一九・一部改正)

(知事以外の許認可等権限者に対する環境保全に関する考慮の要請)

第三十七条 事業者が対象事業を実施するに際し、当該対象事業に係る許認可等又は特定届出の受理の権限を有する者が知事以外の者であり、かつ、当該許認可等又は特定届出の審査に当たって事業者が環境の保全について適正に配慮しているかどうかの考慮がなされるべきものであるとき、又は当該考慮の必要があると知事が認めるときは、知事は、当該権限を有する者に対して、評価書及び第二十五条第一項の規定により述べた意見に係る書面を送付し、これらを踏まえて当該考慮を行うよう要請することができる。

(平二五条例一九・一部改正)

第六章 環境影響評価その他の手続の特例等

(二以上の配慮書対象事業及び対象事業に係る環境影響評価等)

第三十八条 一又は二以上の配慮書事業者が相互に関連する二以上の配慮書対象事業を実施しようとするときは、当該配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業に係る手続等を併せて行うことができる。

2 一又は二以上の事業者が相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとするときは、当該事業者は、これらの対象事業に係る手続等を併せて行うことができる。

(平二五条例一九・一部改正)

(都市計画に定められる配慮書対象事業及び対象事業に関する特例)

第三十九条 配慮書対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第七条の二から第七条の七までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、当該都市計画の決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。)が、配慮書事業者に代わるものとして行うものとする。この場合において、同条第一項第三号及び第二項並びに前条第一項の規定は、適用しない。

- 2 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして行うものとする。この場合において、第二十九条第一項第三号及び第二項並びに前条第二項の規定は、適用しない。
- 3 前二項の場合において、配慮書事業者及び事業者は、都市計画決定権者から資料の提供その他必要な協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(平二五条例一九・令七条例四七・一部改正)

(港湾環境影響評価その他の手続)

第四十条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項の港湾管理者は、同条第二項に規定する重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画（以下「港湾計画」という。）の決定又は決定後の港湾計画の変更で規則で定めるものを行うときは、当該決定又は変更に係る港湾計画について、港湾環境影響評価（港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（本項において「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾開発等が環境に及ぼす影響を総合的に評価することをいう。）その他の手続を行うものとする。

- 2 前項の港湾環境影響評価その他の手続については、別に規則で定める。

(知事が配慮書事業者及び事業者である場合の読替え)

第四十一条 知事が配慮書事業者である場合においては、第七条の四、第七条の五、第七条の七及び第四十三条中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書対象事業を実施しようとする部局の長」と、「知事」とあるのは「環境部長」とする。

- 2 知事が事業者である場合においては、第九条、第十二条、第十三条、第十七条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第三十五条及び第四十三条中「事業者」とあるのは「事業実施部局の長」と、「知事」とあるのは「環境部長」とする。

(平二五条例一九・全改)

第七章 雑則

(学識経験者の意見)

第四十二条 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かな

なければならない。ただし、第二号の意見又は第三号中法第二十条第一項の規定による意見を述べようとする場合において、当該意見に係る事業が第三十九条第一項に規定する配慮書対象事業又は同条第二項に規定する対象事業であり、かつ、都市計画法第七十七条の規定により本県に設置された都市計画審議会において当該事業に係る環境影響評価に関し、専門委員会が設置され、調査審議がなされるときは、この限りでない。

一 第七条の規定による技術指針を定め、又は見直そうとするとき。

二 第七条の五、第十三条第一項又は第二十五条第一項の規定による意見又は助言を述べようとするとき。

三 法第三条の七第一項、法第四条第二項、法第十条第一項又は法第二十条第一項の規定による意見を述べようとするとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、この条例の施行に関し特に必要と認められるとき。

2 前項の学識経験者について必要な事項は、規則で定める。

(平一一条例五一・平二五条例一九・一部改正)

(法対象事業についての手続の準用)

第四十二条の二 第二十四条の二の規定は、知事が法第二十条第一項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、第二十四条の二第一項中「前条」とあるのは「法第十九条」と、「評価書」とあるのは「法第十四条第一項に規定する環境影響評価準備書」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、法第二十六条第二項の規定による送付を受けた法対象事業について、法第三十八条の二第一項に規定する事業者が同項に規定する報告書を作成した場合について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「事業者」とあるのは「法第三十八条の二第一項に規定する事業者」と、「第十六条第七号の規定により対象事業に係る評価書に記載した事後調査を適切に実施した後、速やかに、その結果を記載した書類」とあるのは「同項に規定する報告書を作成した場合には、速やかに、当該報告書」と、第三十五条第二項中「書類」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(平二五条例一九・追加)

(資料の請求)

第四十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、配慮書事業者等（配慮書事業者、事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者をいう。）に対し、資料の提出を求めることができる。

(平二五条例一九・令七条例四七・一部改正)

(実地調査への協力要請)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有又は占有する土地において実地に調査を行うため、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(勧告及び公表)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該事業者に対して必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- 一 事業者が第三十条の規定に違反して対象事業に係る工事に着手したとき。
 - 二 事業者がこの条例の規定に違反してこの条例の規定による手続等を行わないとき。
 - 三 対象事業又は環境保全対策の実施の状況が評価書の記載と明らかに異なっている場合であって、環境の保全上の支障が生じているとき、又は著しい支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- 2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村条例との関係)

第四十六条 市町村が配慮書対象事業及び対象事業に関して環境影響評価に関する条例を制定している場合において、当該市町村条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、環境保全についてこの条例とおおむね同等の効果が期待できるものであると認められるときは、この条例は、事業実施想定区域又は対象事業が実施される区域が、当該市町村の区域内に限られる当該配慮書対象事業又は対象事業であって当該市町村条例の対象とされたものについては、適用しない。ただし、この場合においても、当該市町村の長は、当該市町村条例の規定により事業者から提出された書類の写しを知事に送付するものとする。

- 2 前項の規定によりこの条例を適用しないこととする事業については、規則で定めるものとする。
- 3 事業実施想定区域又は対象事業が実施される区域が、県内の複数の市町村の区域にわたるときは、第一項の規定にかかわらず、この条例を適用する。

(平二五条例一九・一部改正)

(隣接県の知事等との協議)

第四十七条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者と、配慮書事業者又は事業者が対象事業等に関して行うべき手続等について協議するものとする。

一 事業実施想定区域で本県に属しないものがある場合 当該事業実施想定区域の属する市町村の長又は当該市町村の属する県の知事

二 第九条第一項に規定する市町村、同条第二項の規定により調査計画書が送付された者が長である市町村又は第十七条に規定する市町村で本県に属しないものがある場合
これらの市町村の長又はこれらの市町村の属する県の知事

(平二五条例一九・全改)

(電磁的記録の作成等)

第四十八条 配慮書事業者又は事業者は、第七条の三に規定する配慮書、第八条第一項に規定する調査計画書、第十六条に規定する評価書案及び第二十三条第二項に規定する評価書の作成については、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成を行うことができる。

2 事業者は、第十条、第十八条及び第二十七条の規定による縦覧については、規則で定めるところにより、書面の縦覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧を行うことができる。

3 前二項の規定により行われた作成及び縦覧については、書面により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

(平一八条例八・追加、平二五条例一九・一部改正)

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第四十九条 知事は、配慮書事業者等が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した配慮書事業者等の同意を得なければならない。

一 第七条の四(第三十九条第一項の規定を適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた配慮書

二 第十条(第三十九条第二項の規定を適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた調査計画書

三 第十八条(第三十九条第二項又は第四十条第一項の規定を適用する場合を含む。)の

規定による公表 当該公表がされた評価書案

四 第二十七条（第三十九条第二項又は第四十条第一項の規定を適用する場合を含む。）

の規定による公表 当該公表がされた評価書

五 第三十五条第一項（第四十条第一項の規定を適用する場合を含む。）の規定による公

表 当該公表がされた事後調査を適切に実施した結果を記載した書類

（令七条例四七・追加）

（適用除外）

第五十条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

四 その他災害の防止及び人の健康の保護のために緊急に実施する必要があると知事が認める事業

2 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第二十二条の二第二項第四号の整備（同法第二十一条第七項に規定する県の基準に基づき定められた同条第五項第二号に規定する促進区域内において行うものに限る。）については、第二章第一節の規定は、適用しない。

3 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者が整備法第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、第二章第一節及び第一節の二の規定は、適用しない。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条	前条第一項の規定により知事の意見が述べられたときはこれを考慮するとともに、第十一条第一項の規定により述べられた意見に留意して第八条	整備法第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選
------	---	--

	第一項第八号に掲げる事項に検討を加え	定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第十七条	第十一条第一項及び第十三条第一項の規定により述べられた意見	整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見
第二十三条第一項第一号	同条	第十四条
第二十八条及び第二十九条第一項	第十条	第十八条
第三十一条	第八条から	第十四条から

(平一八条例八・旧第四十八条繰下、令四条例四六・令七条例一〇・一部改正、令七条例四七・旧第四十九条繰下・一部改正)

(委任)

第五十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一八条例八・旧第四十九条繰下、令七条例四七・旧第五十条繰下)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条、第二条、第七条、第四十二条並びに第四十六条から第四十九条までの規定並びに第八条、第十条、第十一条第二項、第十三条、第十六条、第十八条、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十条第二項、第二十二條、第二十三条、第二十五条、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十条中規則で定める旨の規定、次条の規定並びに附則第三条第一項中規則で定める旨の規定並びに別表の規定は、平成十一年六月十二日から施行する。

(平成一一年規則第四八号で平成一一年一二月二三日から施行)

(条例施行前に行うことができる手続)

第二条 この条例の施行後事業者となるべき者は、前条ただし書きに該当する規定の施行後は、施行日前においても、知事に届け出た上で、第八条から第十五条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 前項の規定は、この条例の施行後第三十九条第一項の規定により環境影響評価その他の
手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。
この場合において、前項中「事業者」とあるのは「第三十九条第一項の規定により環境影
響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者」と、「行う」と
あるのは「第三十九条第一項の規則で定めるところにより行う」と読み替えるものとする。
(経過措置等)

第三条 この条例の対象事業であつて、次の各号に該当するものについては、この条例は適
用しない。

- 一 施行日前に許認可等（対象事業ごとに規則で定めるものに限る。以下同じ。）を受け
たもの又は届出（対象事業ごとに規則で定めるものに限る。以下同じ。）がされたもの
- 二 施行日から起算して一年を経過する日までの間に許認可等の申請又は届出がされた
ものであつて、知事が適用除外する旨の通知をしたもの
- 三 当該事業又は事業に係る施設が施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による
公告が行われた同法の都市計画に定められたもの

- 2 この条例の対象事業であつて、次の各号に該当するもの（前項に該当する場合を除く。）
については、知事は、この条例に規定する手続の一部を免除することができる。

- 一 施行日前に当該対象事業の環境影響の調査に着手しているもの
- 二 施行日から起算して一年を経過する日までの間に当該対象事業の環境影響の調査結
果を記載した書類が作成されるもの

附 則（平成一一年条例第五一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第二三号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第八号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第一九号）

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の福岡県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第七条の二から第七
条の七までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の福岡

県環境影響評価条例第八条に規定する環境影響評価調査計画書を公告した事業については、適用しない。

第三条 新条例第十条、第十八条又は第二十七条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第八条第一項に規定する環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）、新条例第十六条に規定する環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）又は新条例第二十三条第二項に規定する環境影響評価書（以下「評価書」という。）について適用する。

第四条 新条例第十条の二（新条例第十九条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る調査計画書又は評価書案について適用する。

第五条 新条例第三十五条の規定は、施行日以後に評価書の公告及び縦覧を行った事業者について適用する。

第六条 施行日以後に新条例第七条の二に規定する配慮書事業者となるべき者は、施行日前において、新条例第七条の二から第七条の七までの規定の例による新条例第七条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の規定による手続が行われた配慮書対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

3 前二項の規定は、施行日後に新条例第三十九条第一項の規定により新条例第七条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を配慮書事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「、新条例」とあるのは「、新条例第三十九条第一項の規定により適用される新条例」と、「による新条例」とあるのは「による同項の規定により適用される新条例」と読み替えるものとする。

附 則（令和四年条例第四六号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年条例第一〇号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和七年条例第四七号）抄

（施行期日）

1 この条例は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号。以下「評価法改正法」という。）附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令で定める日＝令和八年四月一日)

- 一 第八条第一項（次号に掲げる改正規定を除く。）の改正規定、第三十九条の改正規定及び第四十九条第二項の改正規定 公布の日
- 二 第七条の三に一項を加える改正規定、第七条の四の改正規定、第八条第一項第五号の改正規定、別表の改正規定及び次項の規定 評価法改正法附則第一条本文に規定する政令で定める日
- 三 第四十九条に一項を加える改正規定 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）附則第一条に規定する政令で定める日

(政令で定める日＝令和八年四月一日)

別表（第二条関係）

一	宅地の造成
二	水面の埋立て及び干拓
三	土石の採取
四	鉱物の掘採
五	ゴルフ場の造成
六	スポーツ・レクリエーション施設用地の造成
七	墓園の造成
八	工場又は事業場の設置及びその規模の変更
九	下水道終末処理場の設置及びその規模の変更
十	道路の新設及び改築
十一	ダム及び放水路の新築並びに堰の新築及び改築
十二	鉄道及び軌道の建設及び改良
十三	飛行場及びその施設の設置及びその規模の変更
十四	発電所の設置及び変更の工事
十五	一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更
十六	その他規則で定める事業